

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで
申立期間については、亡くなった私の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母及び申立人と同様に母が納付したとする申立人の兄は、共に申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、母及び兄は、昭和50年10月以降、付加保険料も納付しており、母の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人に係る特殊台帳によれば、申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されている上、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直後の昭和50年度の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人の母の納付意識の高さを踏まえると、母は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月

昭和 56 年 11 月から 57 年 3 月までは国民年金保険料を納付した記録となっているにもかかわらず、申立期間である同年 4 月のみ未納となっていることは不自然であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回、適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 4 月 21 日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに申立期間直前の 56 年 11 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付したと考えられ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月21日から同年10月9日まで

私は、昭和42年10月9日にA社B支店から同社C支店に異動したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、未加入期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B支店における資格喪失日は、他の支店から同社C支店に異動した従業員（22人）のそれぞれの支店における資格喪失日が、昭和42年10月9日となっていることから、同社C支店における資格取得日と同日の同年10月9日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出たとしている

ことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和47年11月1日から48年7月1日までの期間、同年8月1日から同年11月1日までの期間及び49年2月1日から51年8月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、47年11月から48年6月までは3万6,000円、同年8月から同年10月までは4万2,000円、49年2月は7万2,000円、同年3月から50年12月までは4万5,000円、51年1月は4万8,000円、同年2月は11万8,000円、同年3月から同年5月までは4万8,000円、同年6月及び同年7月は4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月6日から59年8月11日まで

「ねんきん定期便」で、A社における標準報酬月額が大幅に相違していることを知った。給料支払明細書に基づいて標準報酬月額を正しく訂正し、年金額を改定してほしい。

なお、給料支払明細書は昭和47年11月分からしか無いが、それ以前も低く届け出られていると思われるので、同様に、訂正及び改定してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人

から提出された給料支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和47年11月から48年6月までは3万6,000円、同年8月から同年10月までは4万2,000円、49年2月は7万2,000円、同年3月から50年12月までは4万5,000円、51年1月は4万8,000円、同年2月は11万8,000円、同年3月から同年5月までは4万8,000円、同年6月及び同年7月は4万5,000円とすることが妥当である。

また、前述の給料支払明細書により、申立期間のうち、昭和48年7月、同年11月、51年8月から同年10月までの期間、同年12月及び52年1月、同年3月から同年7月までの期間、同年9月から53年7月までの期間、同年9月から54年3月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、同年12月及び55年1月、同年10月から56年2月までの期間、同年4月から同年10月までの期間、同年12月から57年7月までの期間、同年10月から59年6月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、前述の給料支払明細書により、申立期間のうち、昭和48年12月、49年1月及び59年7月については、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和42年5月から47年10月までの期間、51年11月、52年2月、同年8月、53年8月、54年4月及び同年5月、同年11月、55年2月から同年9月までの期間、56年3月、同年11月、57年8月及び同年9月については、厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書等の資料は無く、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主は死亡しているため、確認することができないものの、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成7年4月から8年7月までは50万円、同年8月から9年7月までは41万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成8年12月1日から9年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の8年12月の標準報酬月額に係る記録（41万円）を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成8年12月の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年8月11日まで

申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額と相違している。給与明細書を提出するので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年4月から8年7月までは50万円、同年8月から9年7月までは41万円と記録されていたところ、8年10月1日に、7年4月1日にさかのぼって28万円に引き下げられていることが確認できる上、同社の事業主を含む同僚27人の標準報酬月額も、申立人と同様、8年10月1日に、7年4月1日にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の役員ではな

かったことが確認できるところ、申立人は、「私はB業務に従事しており、標準報酬月額の見直しについて、事業主から説明を受けていない。」と述べている上、元経理担当者及び複数の同僚も、「申立人は、社会保険事務に関与していなかった。会社から従業員に対して、標準報酬月額の見直しについての説明は無かった。」と述べている。

さらに、A社の前述の元経理担当者及び同社から社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、申立期間当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していた旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、平成8年10月1日に行われた見直し処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該見直し処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録見直しがあつたとは認められない。このため、当該見直し処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年4月から8年7月までは50万円、同年8月から9年7月までは41万円に見直すことが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年12月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、同年12月の上記見直し後の標準報酬月額に係る記録(41万円)を、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の連絡先は不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和39年9月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年6月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年9月から40年9月までは2万6,000円、同年10月から42年5月までは2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年6月30日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、Bの仕事に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同年生まれで名前が一字異なる同姓の者の基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録（被保険者期間：昭和39年9月12日から42年6月21日まで）が確認できるところ、i）申立人から提出された名刺及び写真並びに複数の同僚の記憶により、申立人が同社に勤務していたことが認められること、ii）当該複数の同僚は、「当時、申立人と同姓の同僚はほかにいなかった。」と述べていることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人のものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和39年9月から40年9月までは2万6,000円、同年10月から42年5月までは2万8,000円とすることが妥当である。

一方、前述の被保険者名簿によれば、A社は昭和42年6月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、複数の同僚に照会しても、申立期間

のうち、申立人の39年4月1日から同年9月11日までの期間及び42年6月21日から同年6月30日までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月1日から同年8月30日まで

私は、昭和59年3月5日から平成2年1月26日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、所持している給与支給明細書によれば、申立期間の厚生年金保険料は控除されていることが確認できる上、厚生年金基金の加入記録は申立期間においても継続しているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書、申立人に係る厚生年金基金及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社（B社の分社化により設置され、昭和59年7月1日に厚生年金保険の新規適用。）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年8月分の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」に記載されている申立人の資格取得日が、昭和59年8月30日

から同年7月1日に訂正されていることから、社会保険事務所（当時）に対しても同様の届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 12 日から 52 年 2 月 11 日まで

「ねんきん定期便」によって、私がA社で勤務した申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていると知ったが、同社を退職した際に脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 50 人から、女性被保険者 27 人を抽出し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に被保険者資格を喪失した者で、脱退手当金の受給要件を満たす 4 人について支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 52 年 2 月 10 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 12 月から 52 年 3 月までの期間に旧姓で払い出されていることが確認できることから、申立人は、申立事業所の退職直後に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、きちょうめんだった私の父が納付していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の生年月日は、昭和25年*月*日であるところ、A市（現在は、B市）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間当時、生年月日は誤って1年遅い26年*月*日、資格取得年月日も当該誤った生年月日に基づき46年*月*日と記載されており、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人が所持する国民年金手帳にも、前述の国民年金被保険者名簿と同じ誤った生年月日及び資格取得年月日が記載されており、昭和46年4月から同年9月までの国民年金印紙検認記録欄には、「納付不要」と押印がある。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の生年月日の記載誤りは昭和55年9月10日に訂正されたことが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年8月まで

私は、申立期間の国民年金保険料として平成9年3月ごろに8万円、同年5月ごろに7万円をそれぞれA社会保険事務所（当時）で納付したので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成9年に納付したと述べているところ、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額と一致しない。

また、B市が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和62年4月から63年3月までの期間及び平成元年11月から2年3月までの期間の国民年金保険料をそれぞれ過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 673

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から54年3月まで
申立期間については、亡くなった私の義父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月以降に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の義父は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 28 日から平成 6 年 4 月 1 日まで
私の A 社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 60 年 6 月 1 日から同年 6 月 28 日までの期間及び平成 6 年 4 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間となっているが、申立期間についても継続して勤務していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された申立人の資格喪失日（昭和 60 年 6 月 28 日）及び資格取得日（平成 6 年 4 月 1 日）は、オンライン記録と一致している上、申立人は、資格喪失日の翌日である昭和 60 年 6 月 29 日に健康保険証を返納したことが記載されている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、自分の希望で厚生年金保険被保険者資格を喪失した。」と述べている上、別の複数の同僚も、「申立期間当時、会社では厚生年金保険に加入していない従業員もいた。」と述べている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月16日から29年1月16日まで
② 昭和29年10月22日から30年5月2日まで

私は、昭和28年11月16日に臨時工としてA社B工場（現在は、A社B事業所）に採用されたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、A社B工場では、仕事が無くなると臨時工は休務を命じられることがあったが、私の休務は昭和30年1月ごろの1か月間のみだったにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、それぞれ被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所から提出された従業員名簿により、申立人は、申立期間①のほか申立期間②のうちの昭和30年3月2日から同年5月2日までの期間において、同社B工場に勤務していたこと、その間の29年10月22日にいったん解雇されたことが確認できることから、申立期間②のうち同年10月22日から30年3月1日までの期間について、申立人は、同社同工場に勤務していなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び昭和30年3月2日から同年5月2日までの期間について、当時、A社B工場において厚生年金保険被保険者となっていた複数の同僚は、「申立期間当時、A社B工場の臨時工には2か月程度の試用期間があった。」と述べている上、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、複数の同僚は、自身が勤務し始めたとする時期の2か月から4か月程度後に被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 26 日から同年 3 月 15 日まで
私の船員手帳には、申立期間に A 丸に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によれば、申立人は、A 丸の甲板員として、昭和 37 年 1 月 26 日に雇い入れられ、同年 3 月 15 日に雇止めされたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間に係る A 丸乗込員人名簿に申立人の氏名は無く、同名簿又は同船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、乗込員又は被保険者となっていたことが確認できる複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

さらに、前述の乗込員人名簿に記載されている 25 人のうち 3 人については、A 丸における船員保険被保険記録は見当たらないところ、そのうちの一人は、「私は、A 丸乗込員人名簿に記載されているとおおり、その期間は同船舶に乗船していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。当時の船員保険の加入記録は、船員手帳の雇入日及び雇止日と一致していなかった。」と述べている。

加えて、申立期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から同年10月3日まで
② 平成6年12月23日から8年4月1日まで

私は、申立事業所に平成4年4月2日から5年間、勤務していたが、勤務形態に変更は無かったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務していたと述べているところ、同事業所では、申立期間には申立人を採用していないとしている上、同事業所から提出された申立人に係る辞令書留簿及び辞令によっても、申立期間に係る発令は確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、採用期間満了後の平成6年6月2日及び同年12月27日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、A市の回答書によれば、申立人は、申立期間①には国民健康保険被保険者であったこと、また、オンライン記録によれば、申立期間②には健康保険任意継続被保険者であったことがそれぞれ確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月ごろから 60 年 6 月 1 日まで
私は、申立期間には、当時の夫が事業主だったA社に勤務し、事務を担当していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社に勤務していたと述べているところ、同社の元責任者は、「申立期間当時は、人手があり、申立人が当事務所に勤務することは無かったので、当事務所において申立人を厚生年金保険に加入させることは無かった。」と述べている上、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚も、「申立人とは、一度も事務所で会ったことは無く、全く知らない。」と述べている。

また、申立人の当時の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 3 月 1 日から 60 年 6 月 1 日まで健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月1日から43年10月1日まで
② 昭和47年10月1日から48年2月1日まで

私がA社B工場（現在は、A社）に勤務していた申立期間当時は、好景気で給与が上がり続けていたので、申立期間の標準報酬月額が下がっていることに納得できない。毎年昇給していたことを証明できる給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和42年1月の随時改定時の4万8,000円から同年10月の定時決定時に4万5,000円に減額されていること、また、47年2月の随時改定時の9万8,000円から同年10月の定時決定時に9万2,000円に減額されていることについて、毎年昇給していた時期に考え難いとして申し立てている。

しかしながら、A社B工場が、申立期間当時に作成した関係書類に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A社B工場の元経理担当者は、「現場では、時間外労働の変動が大きく、状況によっては標準報酬月額が減額することもあったと思う。」と述べている。

加えて、申立人は、A社B工場では毎年昇給があったと主張しているが、複数の従業員についても、申立人と同様に昭和42年10月及び47年10月の

定時決定時に標準報酬月額が減額されている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。